

令和6年7月23日

事業主 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
島根支部長

令和6年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」の開催について

当支部の業務運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者雇用の促進に関する法律」第79条により、障害者を5人以上雇用する事業所には、障害者の職業生活全般にわたる相談・援助を行うため、「障害者職業生活相談員」の資格を有する者のうちから相談員を選任し、管轄の公共職業安定所に届け出ることが義務づけられています。

つきましては令和6年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」を下記の通り開催いたしますので、ご案内いたします。

記

- 1 開催日程 第1回：令和6年10月21日（月）～22日（火）の2日間
第2回：令和6年10月23日（水）～24日（木）の2日間
※1日目は9：50～16：50、2日目は9：00～16：20の予定です。
- 2 受講対象者 障害者を雇用している島根県内の事業所に勤務される方で、当該事業所の障害者職業生活相談員として既に選任されている又は選任予定の方。
※就労支援機関において就労支援に携わっている方及び過去に当講習を受講された方は対象となりません。
- 3 募集定員 各回それぞれ25名程度
- 4 会場 第1回及び第2回
くにびきメッセ601大会議室 松江市学園南1丁目2番1号
- 5 申込方法 別紙受講申込書に必要事項を記入の上9月6日（金）までにご郵送ください。（必着）
1事業所当たり1～2名の受講とさせていただきます。
- 6 受講通知 受講者には開催日の概ね1ヶ月前に受講通知書をお送りいたします。
- 7 その他 受講料は無料です。2日間の受講カリキュラムを全て修了した方に、法律で定められた「障害者職業生活相談員」の資格が付与されます。（修了証書を交付）

以上

【お問合せ・申込先】

〒690-0001 松江市東朝日町267

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

島根支部 高齢・障害者業務課 担当：西・飯野・長野・難波

TEL：0852-60-1677 FAX：0852-60-1678